

(1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画(以下、「市町村計画」という。)の達成を計画的に支援する岐阜県地域福祉支援計画(以下、「県計画」という。)を策定するため、岐阜県地域福祉支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画及び市町村計画の達成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、地域福祉国保課長をもって充てる。
- 4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉国保課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

岐阜県地域福祉支援計画策定委員名簿

氏名	団体・役職	備考
朝倉 芳夫	(社福)岐阜県福祉事業団 専務理事兼事務局長	
井口 明	未来志向研究プロジェクト委員	
伊藤 俊雄	(社福)岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部長	
岩田 将之	岐阜県小中学校長会 代表 (本巣中学校長)	
江崎 隆雄	岐阜県民生委員児童委員協議会 理事	
大野 泰正	岐阜県議会厚生環境委員会 委員長	
小林 月子	岐阜大学教育学部 教授	委員長
左高 幹生	(社福)各務原市社会福祉協議会 事務局長	
佐橋 政信	多治見市 健康福祉部長	
竹中 孝一	池田町 民生部長	
長島 佳久	(社福)白川町社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
長瀬 純子	NPO 法人まめなかな 代表	
張山 あけ美	中津川市 健康福祉部長	
畑 数幸	(社福)岐阜市社会福祉協議会 芥見南支部長	
松岡 孝宏	(社)認知症の人と家族の会岐阜県支部 代表世話人	
村山 洋志	岐阜県介護福祉士養成施設連絡協議会 会長	
山田 典孝	特別養護老人ホームさわやかナーシング川辺 施設長	

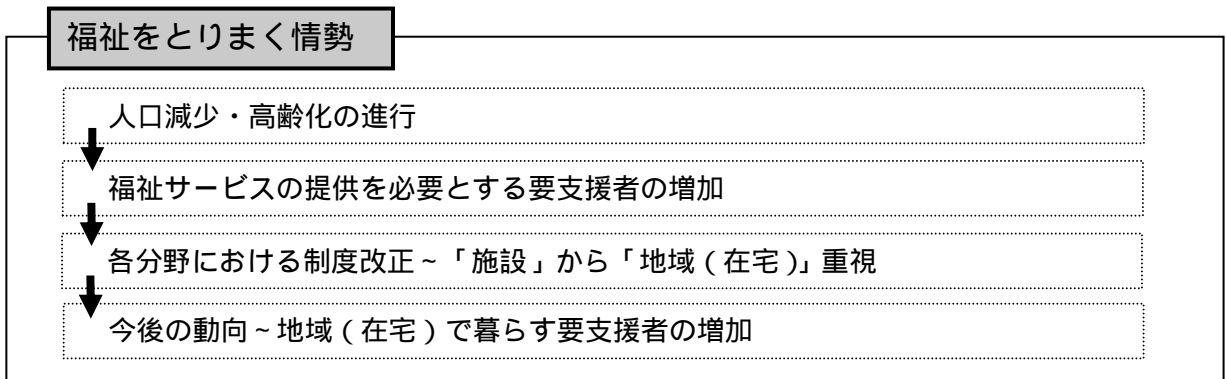
岐阜県地域福祉支援計画 WG 名簿

氏名	団体・役職	備考
斉藤 浩昭	(社福)岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部課長	
三宅 徳重	(社福)岐阜県福祉事業団 事業支援課長	
若宮 克行	岐阜県健康福祉部 健康福祉政策課長	
川上 城	〃 高齢福祉課長	
佐藤 昭三	〃 障害福祉課長	
水谷 淳子	〃 子ども家庭課長	
今井 幹生	〃 地域福祉国保課長	座長

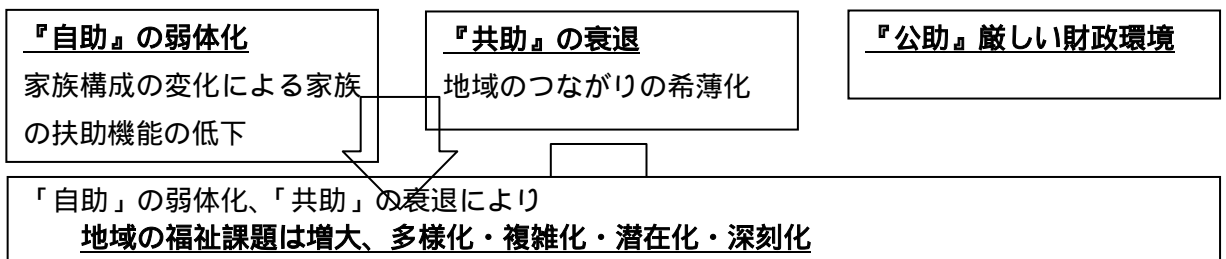
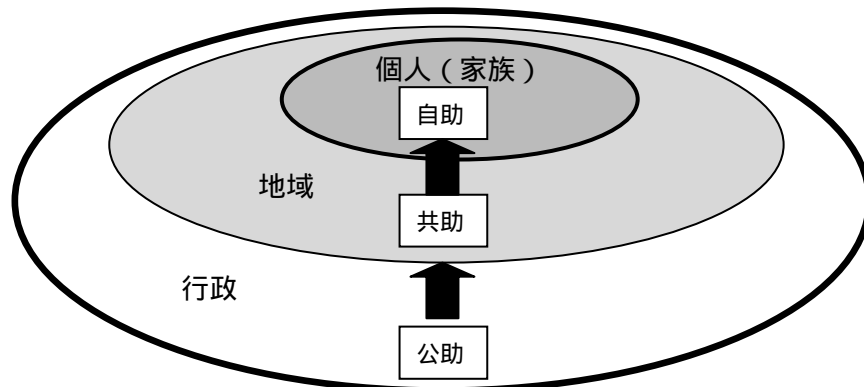
地域福祉計画の策定及び実践について

平成19年6月策定、平成21年3月改定
岐阜県・岐阜県社会福祉協議会

1 地域福祉をとりまく状況



地域福祉の理想の姿
地域で暮らす要支援者に対する『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援



増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化していく地域の福祉課題の全てを『自助』はもとより、制度化されたサービス『公助』で解決していくことには限界があり、支え、支えられる『共助』の社会を実現が必要

公的な福祉サービスは分野ごとに発達してきたが、制度の谷間であって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズについて、全て公的な福祉サービスで対応することは不可能であり、また、適切でないことも明らかになってきている。（国研究会報告）

2 地域福祉の推進施策の今日的課題～制度外の福祉サービスの必要性

福祉サービスの提供が必要な要支援者が、住み慣れた地域（在宅）でいつまでも安心して暮らしていくためには、地域の医療・保健・福祉・介護機関等による制度化されたサービス『公助』の充実が必要

加えて、お互いに支え合う地域社会の再構築により、『共助』（地域での支え合い）による制度の外、隙間・谷間にあるサービスが整備・充実し、一人ひとりのニーズに即して制度及び制度外のサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠

特に、地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する状況にあつて、制度化されたサービスに比べ、柔軟かつ迅速に対応可能な地域での支え合いによる制度外の福祉サービスの果たす役割や特性が、大きく期待

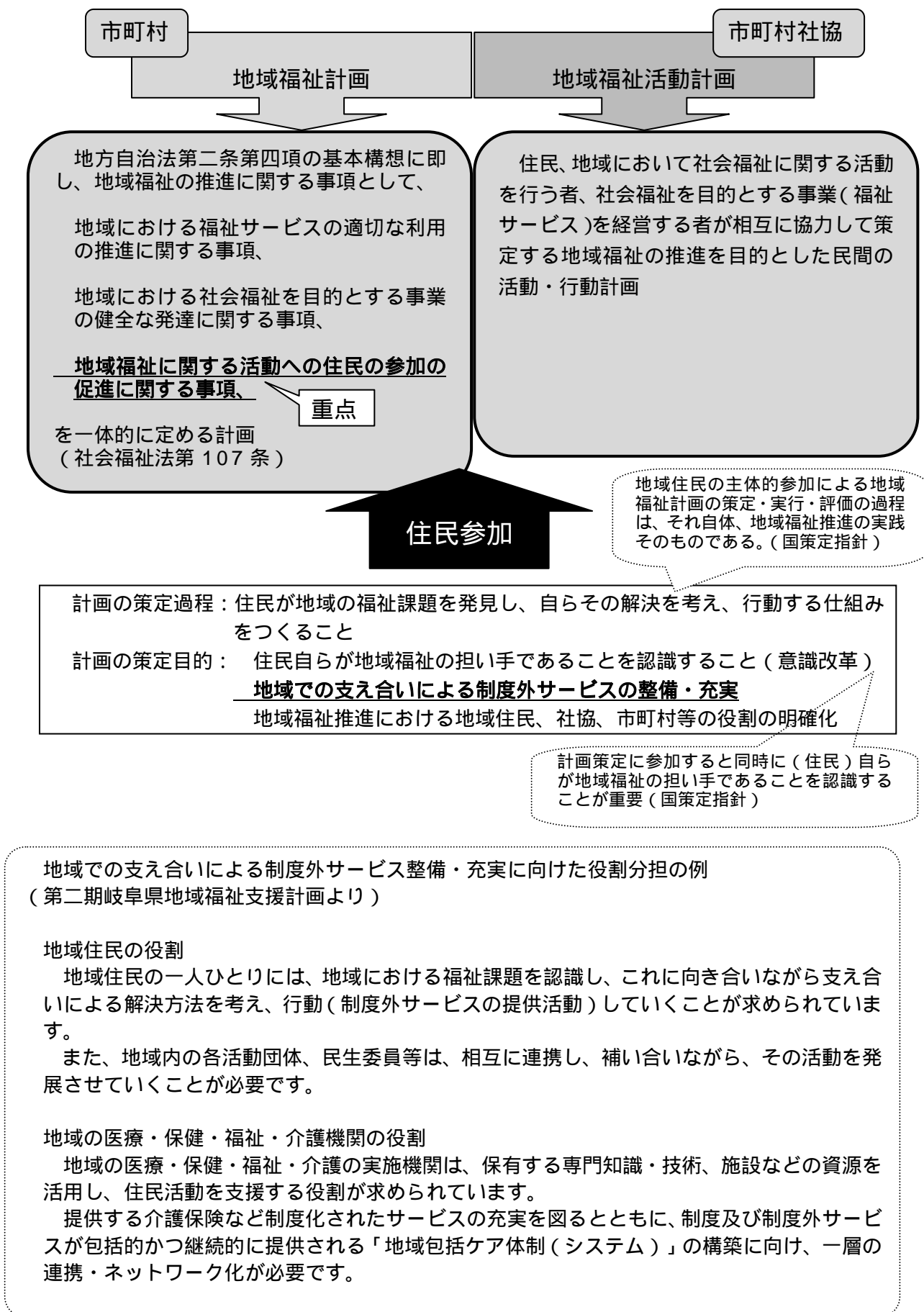
このため、地域住民自らが地域における増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題

3 地域での支え合いによる制度外の福祉サービス

活動範囲	制度外サービス名	概要	実施率(H21.1)
自治会 ・町内会	見守りネットワーク活動	要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	約51% (約 2,721 / 5,359 自治会等内で実施)
	要援護者支援マップづくり (災害時の避難支援)	要支援者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等による話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援等について検討する活動	約31% (13 / 42 市町村で作成)
	ふれあいサロン活動（高齢者）	高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティア等が内容を企画し、ともに運営していく活動	約42% (約 2,026 / 4,830 自治会等内で実施)
小学校区 ・連合自治会	住民参加による配食サービス	地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	約47% (約 178 / 382 小学校区内で実施)
	助け合い（生活支援）活動	要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	約7% (約 27 / 382 小学校区内で実施)
	宅幼老所の運営	健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家等を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	約10% (約 38 / 382 小学校区内で実施)

実施率：市町村に対するアンケート調査結果（21.1）・県地域福祉国保課まとめ

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定目的等



国策定指針：平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」

市町村は、制度的に位置づけられた、公的な福祉サービスが適切に提供されるよう責任を有すると同時に、住民の福祉に責任を負っている主体として、市町村全体でみて、地域福祉活動、市場による福祉サービスがあいまって、住民が地域で普通に暮らし続けることを可能にする責任も負っている。(国研究会報告)

住民の地域福祉活動に対しては、活動自体は住民の自発的な行為であるとしても、これらの活動が疲弊することなく、継続できるよう、**活動の基盤を整備することは市町村の仕事**である。(国研究会報告)

市町村の役割を具体的に列挙すると、地域福祉計画に住民の新たな支え合いを位置づける、地域福祉計画の策定に当たって住民が参画する仕組みをつくる、地域福祉活動の内容にふさわしい圏域を設定する、また、**コーディネーターや拠点など住民の地域福祉活動に必要な環境を整備**する、といったことなどが挙げられよう。(国研究会報告)

市町村の役割

近年の福祉制度の改革により、住民への福祉サービスの提供については市町村中心主義が確立しています。

制度外サービスについても、市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、住民参加の仕組みをはじめ地域での支え合い活動の活発化に繋がる効果的な市町村地域福祉計画の策定のもと、計画的な整備・充実に向け、コーディネーター(市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員)や拠点など住民活動に必要な環境・活動基盤を整備していく役割を担います。

市町村社協の役割

市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり(社会福祉法第109条)、地域内の関係機関・団体の連携・協働の要として、活動団体の組織化をコーディネートするとともに、各種団体が継続・発展した活動が展開できるよう、その支援を行います。

「新しい地域福祉」の推進に役立つ組織として、住民の福祉活動を発掘、育成し、地域住民が支え合う環境づくりを進めるために、社会福祉協議会が積極的な役割を果たすことができるよう、以下のとおり見直す必要があるのではないか。

市町村社会福祉協議会について、地区の住民による地域福祉活動を支援する団体として、助言、情報提供、支援を行うものと位置づける・・・(以下省略)(国研究会報告)

5 地域福祉計画の策定手法

住民参加・参画の徹底

地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。(国策定指針)

徹底した住民参加・参画の意義

- ・各地域での支え合い＝「共助」の意識を高揚し、計画実践として、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に繋げる。
- ・より多くの住民が参加と議論を重ねることは、地域の実情に応じた地域の福祉課題(住民ニーズ)を的確に把握することともなる。

市町村による、制度外サービス整備・充実へのコーディネート支援を担う市町村社協と連携した計画策定による実効性の担保

市町村社協は、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待(国策定指針)

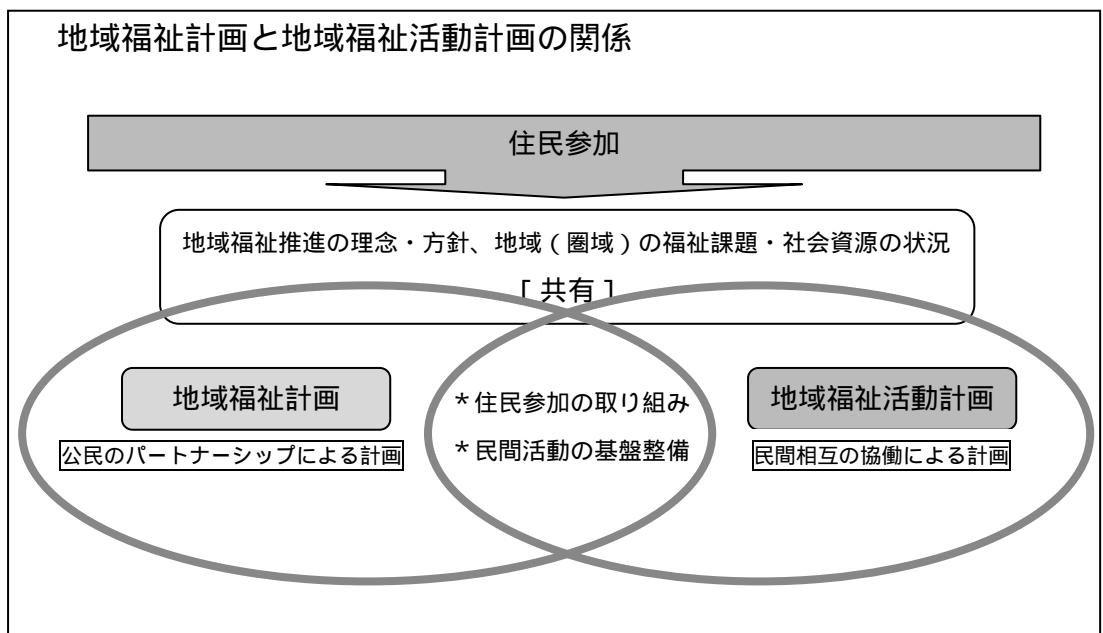
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画を連携して策定

- ・ 地区福祉懇談会など住民参加の場を市町村と市町村社協が共催することによる地域の福祉課題（住民ニーズ）の共有化、ひいては一部施策や理念の共有化

地域の福祉課題や地域福祉推進の理念等を共有化（H12 全社協「地域福祉計画に関する調査研究事業」報告）

- ・ 特に、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実など住民参加の取り組み（住民の役割）、活動拠点の整備など民間活動の基盤整備などを、市町村とコーディネーターである市町村社協が共有化することによる実効性の担保

社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画と地域福祉計画は、その内容を一部共有するなど相互に連携を図ることは当然（国策定指針）



参考・H19年6月市町村ヒアリング調査結果（県実施）

H17年度までに策定した10市町村のうち、計画策定の効果として「制度外サービスの提供充実」との回答があったのは3市町村のみ。

また、市町村社協計画と連携し、かつ、地区福祉懇談会を活用して作成したのも10市町村のうち3市町村であり、この3市町村は、効果的な計画を策定できた上記3市町村と重なる。

地区福祉懇談会：市町村社協の支援のもと、主に小学校区（連合自治会）単位で、住民自らが地域の福祉課題と、その解決方法を話し合うことで意識を高揚し、具体的な行動（制度外サービス提供）に繋げる取り組み。県内においては20市町村内、382小学校区等のうち161地区で取り組まれ、開催率は42.1%（H21.1）

その他留意事項

- ・ 「外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。（国策定指針）」

参考

「計画については立派な冊子ができなくてもいいのではないかと。そういうものを作るためにシンクタンクが出てくるわけで、地域にいろいろな活動グループやネットワークができればいいのではないかと。」（H13.10 国策定指針策定のための社会保障審議会福祉部会での委員発言）

ステップ1

市町村社協による地区福祉懇談会の体制づくり

地区福祉懇談会：市町村社協の支援のもと、主に小学校区（連合自治会）単位で、住民自らが地域の福祉課題と、その解決方法を話し合うことで意識を高揚し、具体的な行動（制度外サービス提供）に繋げる取り組み。計画策定後も活動を継続することが必要
地区福祉懇談会などがない場合は、開催に向け、市町村は市町村社協と協働して取り組む。

ステップ2

地区福祉懇談会を活用した、地区毎での住民意見の集約

地区福祉懇談会の場を借りて、計画策定に向けて地域の福祉課題と、その解決策（制度外サービスの提供内容等）に関する住民意見を集約
通常の地区福祉懇談会では、解決策を考える際、地域住民ができることを中心に話し合うが、市町村（行政）社協、福祉・介護事業者等に期待したいことも協議
地区ごとに最低3回開催することが望ましい。

【第1回】地域の福祉課題の把握

【第2回】課題の解決策（制度外サービスの内容等）の検討

【第3回】住民（民生委員、ボランティア・NPO含む）、事業者、社協、市町村の役割分担の検討

ステップ3

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

地区福祉懇談会での意見集約結果を踏まえて、地域福祉計画（主に住民と市町村の役割とされた事業）、地域福祉活動計画（主に住民と社協の役割とされた事業）を策定
加えて、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の地域計画として、地区福祉懇談会の結果を、地区地域福祉活動計画としてまとめることも検討 参考「地域福祉計画の数値目標の設定プロセス(例)」

参照

市町村内で圏域を設定した場合、圏域毎に「地区福祉計画」を策定し、地域福祉計画に位置づけるべきではないか。（国研究会報告）

地域福祉計画には、各制度外サービスの成果指標として数値目標を掲げることが望ましい。

参考「地域福祉計画の数値目標の設定プロセス(例)」参照

地域での支え合いによる制度外サービスのコーディネーターである社協・福祉活動専門員の適正配置について検討し、地域福祉計画には、市町村による市町村社協に対する支援内容を掲載

地域福祉計画に盛り込むべき事項
(4)その他・市町村社協の基盤の整備強化等
(国策定指針)

コーディネーターは、住民の地域福祉活動を推進する基盤の一つであることから、市町村がその確保を支援することが期待される。（国研究会報告）

ステップ4

地区ごとでの計画実践（地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実）

新規団体の設立が必要な場合 「支え合う団体づくり支援事業費補助制度」活用

既存団体の活動発展が必要な場合 「支え合いの場づくり支援事業費補助制度」活用

地区福祉懇談会の開催など具体的手法については、平成18年度に県社協にてマニュアル作成済
地域福祉活動計画の策定方法については、平成19年度に県社協にてマニュアル作成済

参 考

地域福祉計画の数値目標の設定プロセス（例）

地区福祉懇談会の結果として、小学校区など地区毎に下記制度外サービス整備計画表を含む地区地域福祉活動計画を作成

制度外サービス整備計画表 記入例（A自治会、B自治会からなるC小学校区（連合自治会）の例）

制度外サービス名	活動範囲	実施状況	整備計画		
			今後の活動内容等	活動の担い手	開始時期
見守りネットワーク活動	A自治会	未実施	月2回要支援者宅を訪問	市社協のコーディネートの もと、民生委員、福祉委員 等を中心にネットワークを 強化	H 年 月 予定
	B自治会	月1回実施	週1回要支援者宅を訪問 (実施回数の増加)	現在、月1回訪問実施のB 自治会見守隊	H 年 月 予定
要介護者支援マップ づくり(災害時の避難支 援)	A自治会	未実施	見守りネットワーク活動 の結果を、随時反映させ 更新するマップづくり	A自治会等	H 年 月 予定
	B自治会	未実施		B自治会等	H 年 月 予定
ふれあいサロン活動(高 齢者)	A自治会	未実施	A自治会公民館にて、週 1回、地域の医療機関と の連携のもと、介護予防 を主とするサロン開催	C地区支部社協の支援のも と、老人クラブ、ボランテ ィアを中心にA地区ふれあ いサロン(仮称)を設置	H 年 月 予定
	B自治会	月2回実施	B自治会公民館にて、従 来の茶話会中心の活動に 加え、週1回、地域の保 健機関との連携のもと、 健康づくり活動を追加	現在、週1回開催のB地区 ふれあいサロン	H 年 月 予定
住民参加による配食サー ビス	C小学校 区	未実施	月1回、調理設備のある A地区公民会にて調理の うえ、見守り活動の一環 として配食を実施	C地区支部社協	H 年 月 予定
助け合い(生活支援)活 動	C小学校 区	未実施	要支援者に対する清掃、 洗濯、買物、除雪などの 日常生活支援	活動員の募集をはじめ、市 社協のコーディネートのも と、新規団体を設立	H 年 月 予定
宅幼老所の運営	C小学校 区	未実施	空き民家を活用して、設 置・運営	C地区支部社協	H 年 月 予定



地区毎に作成した制度外サービス整備計画表を集計し、市町村としての目標数値を設定

制度外サービス名	実施自治会、小学校区等数及び実施率									
	H 年目標		H 年目標		H 年目標		H 年目標		H 年目標	
	数	率%	数	率%	数	率%	数	率%	数	率%
見守りネットワーク活動										
要介護者支援マップづくり										
ふれあいサロン活動(高齢者)										
住民参加による配食サービス										
助け合い(生活支援)活動										
宅幼老所の運営										

率%：実施自治会(小学校区)数÷全自治会(小学校区)数

6 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・実践のポイント

重点施策：地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。(国策定指針)

策定方法：市町村とコーディネーターである市町村社協の連携のもと、地区福祉懇談会の活用などによる徹底した住民参加・参画により策定

実践方法：地域での支え合い活動の『拠点』づくりを契機とした、制度外サービスの整備・充実

住民による地域福祉活動が積極的にその活動を続けていくためには、拠点となる場所が不可欠である。(国研究会報告)

計画理念：『共助』社会の実現 - 地域(福祉)コミュニティの再生

第二期岐阜県地域福祉支援計画の理念

「住み慣れた地域において住民自らが創り上げる『福祉コミュニティ』の確立

第3次WINCプランの理念

W：「Well-being (その人らしい自立生活)」

I：「Inclusion (福祉サービスを必要とする人を社会の一員として包み、支え合う)」

N：「Normalization (共生) + Network (連携)」

C：「Community (地域) + Collaboration (協働)」

の4つをキーワードに、「21世紀に、岐阜県に、県民に、福祉関係者にウインクしながら、豊かでほほ笑みのある福祉社会」を目指す。

第3次WINCプランの基本目標 「ともに支える安心なまち」

計画の理念(基本方針)の設定にあたっては、「『共助』社会の実現」との観点に加え、次の視点を加味することも国策定指針や国研究会報告では示されている。

参考：「福祉文化の創造」との視点

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方について主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要である。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態度を育み文化(福祉文化)を創造していくことにつながる。(国策定指針)

参考：「地域の活性化」「地域社会の再生」との視点

住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働することは、地域での人々のつながりの強化、地域の活性化につながることを期待され、その意味で、地域福祉は、地域社会を再生する軸となりうるといえる。(国研究会報告)

7 計画の実践（地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実）

制度外サービスを担う新規団体の設立が必要な場合

新規団体設立支援にあたっての留意事項

徹底した住民参加による計画策定（住民意識の高揚、地域ニーズの的確な把握）
地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築
活動財源の確保による継続可能性の担保

支え合う団体づくり支援事業費補助制度（県・県社協支援制度（H21年度））
市町村社協のコーディネートのもと、制度外サービスを担う地域での支え合い活動団体の設立を支援

- ・補助対象経費 市町村社協コーディネート経費（県（県社協）限度額：1,000千円）
団体設立準備経費（県（県社協）限度額：1,000千円）
- ・補助率 県（県社協）1/2、市町村又は市町村社協 1/2
- ・特徴 ・設立団体毎に、地域連携調整会議（県社協主催）開催による地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築調整及び活動財源の確保調整支援
・情報・ノウハウの提供支援

地域福祉活動団体フォローアップ補助制度（県社協支援制度（H21年度））
上記補助制度により設立された団体に対し、自立に向け、設立翌年度100千円/団体、翌々年度50千円/団体の活動費を補助

既存団体の活動発展により制度外サービスを整備・充実する場合

既存団体の活動発展支援にあたっての留意事項

徹底した住民参加による計画策定（住民意識の高揚、地域ニーズの的確な把握）
地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築
活動の発展基盤となる活動拠点の整備・確保

拠点づくりの目的

- ・既存活動の充実及び新たな活動開始の契機など活動の発展基盤
- ・地域の関係機関・団体の一層の連携・ネットワーク強化の契機
- ・地域のつながりの再構築による地域コミュニティ再生のシンボル

支え合いの場づくり支援事業費補助制度（県・県社協支援制度（H21年度））
市町村社協のコーディネートのもと、活動発展に不可欠な拠点づくりを契機とした、制度外サービスを担う地域での支え合い団体の活動発展を支援

- ・補助対象経費 地域の公民館、空き教室、空き店舗、民家など既存施設を活用し、地域での支え合い活動の場（拠点）づくりに必要な備品購入費、修繕料等
- ・補助率等：県（県社協）1/2、県（県社協）限度額：500千円/1ヶ所
- ・特徴 ・設立団体毎に、地域連携調整会議（県社協主催）開催による地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築調整及び制度外サービス整備・充実計画の調整支援
・情報・ノウハウの提供支援

8 計画策定・実践に関する支援体制（相談窓口）

<p>県地域福祉国保課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定全般に関する情報提供 ・県内の地域での支え合いによる制度外サービスの整備状況及び制度外サービスの整備・充実方法に関する情報提供 ・計画実践のための支援制度に関する情報提供 ・アドバイザーとして、県職員の派遣
<p>県健康福祉政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアルに基づく要援護者支援マップづくりに関する情報提供
<p>各振興局福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村の状況に関する情報提供 ・管内の地域での支え合いによる制度外サービスの整備状況及び制度外サービスの整備・充実方法に関する情報提供 ・計画実践のための支援制度に関する情報提供
<p>県社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画策定全般に関する情報提供 ・県内の地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実方法に関する情報提供 ・地区福祉懇談会など住民参加・参画方法に関する情報提供 ・計画実践のための支援制度及び具体的なノウハウ・情報の提供 ・アドバイザーとして、県社協職員の派遣

日常生活圏域の実情（中学校区単位のイメージ）

岐阜県の中学校数：194 校（10,266 校）
私立中学校を除く

・（ ）内は全国数値
 ・H19 厚生労働省資料等から
 ・各数値は主に H18 実績（全国数値は主に H17）

